

福井大学における成績評価基準等に関する規程

平成28年 7月20日

福大規程第114号

(目的)

第1条 この規程は、福井大学学則（平成16年福大学則第1号）第46条第2項及び福井大学大学院学則（平成16年福大学則第2号）第29条の5第2項並びに第4項の規定に基づき、各学部・研究科等（以下「学部等」という。）が学生に明示する学修の成果に係る評価基準等（以下「成績評価基準」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- 2 グレード・ポイント（以下「GP」という。）とは、成績評価基準において、各評価に対しあらかじめ付与された等級を表す数値をいう。
- 3 グレード・ポイント・アベレージ（以下「GPA」という。）とは、各科目にあらかじめ設定されている単位数に当該科目の成績に応じてGPを乗じ、これらの合計を履修単位数の合計で除して得られる数値をいう。
- 4 学期GPAとは、学期毎に算出されるGPAをいう。
- 5 累積GPAとは、在学中の全学期を通じて算出されるGPAをいう。

(成績評価基準)

第3条 成績評価基準は、次の各号に定めるとおりとし、評価（評語）が秀、優、良、可、A+、A、A-、B+、B、B-、C+、C、C-、D+、D及びD-を合格、不可及びFを不合格とする。

(1) 5段階評価の場合

評価(評語)	GP	評価基準	評価点
秀	4	目標を十分に達成し、きわめて優秀な成果をあげている。	100点～90点
優	3	目標を十分に達成している。	89点～80点
良	2	目標を概ね達成している。	79点～70点
可	1	目標を最低限達成している。	69点～60点
不可	0	目標を達成していない。	59点～0点

(2) 13段階評価の場合

評価(評語)	GP	評価基準	評価点
A+	4.00	目標を完全に達成し、傑出した水準に達している。	100点～98点
A	4.00	目標をほぼ完全に達成し、きわめて優秀な成果をあげている。	97点～95点

A-	3.67	目標をほぼ完全に達成し、優秀な成果をあげている。	94点～90点
B+	3.33	目標を十分に達成しており、優秀な部分も多くみられる。	89点～87点
B	3.00	目標を十分に達成している。	86点～83点
B-	2.67	目標を十分に達成しているが、一部について改善の余地がある。	82点～80点
C+	2.33	目標を概ね達成し、優秀な部分もみられる。	79点～77点
C	2.00	目標を概ね達成している。	76点～73点
C-	1.67	目標を概ね達成しているが、一部さらなる学修を必要とする部分も残る。	72点～70点
D+	1.33	最低限の目標は達成しており、中には優秀な部分もみられる。	69点～67点
D	1.00	最低限の目標は達成している。	66点～63点
D-	0.67	最低限の目標は達成しているが、一部さらなる学修を必要とする部分も残る。	62点～60点
F	0	目標を達成していない。	59点～0点

2 前項第1号の評語は、英文証明書等にあつては、秀、優、良、可、不可を、A、B、C、D、Fと読み替えるものとする。

(GPA制度)

第4条 GPA制度は、学生の学修意欲を高めるとともに、客観的な成績評価と履修指導及び学生支援に活用する。

(対象授業科目)

第5条 GPA算出の対象授業科目は、本学在学中に履修した全ての授業科目とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の授業科目については、対象から除くものとする。

- (1) 成績を合格か不合格かだけで判定する科目
- (2) 本学に再入学した際の単位認定科目
- (3) 他大学等との単位互換で修得した科目
- (4) 交換留学等で修得した科目
- (5) 学生からの申請に基づき、履修登録を取り消した科目
- (6) 学部等が別に定める科目

(GPAの計算方法)

第6条 GPAは、次の各号に区分し、当該各号に定める方法により算出する。その値に小数点以下第二未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

(1) 学期GPA

学期GPAは、当該学期に履修した授業科目ごと

の単位数に当該学期の成績評価に応じた GP を乗じ、その合計を当該学期に履修した授業科目の単位数合計で除して算出する。

(2) 累積 GPA

累積 GPA は、学期 GPA 計算方法の「当該学期」を「在学中」に読み替え、同様の計算方法により算出する。

(GPA の計算期日)

第7条 GPA の計算は、学期ごとに指定された期日（以下「GPA 計算期日」という。）までに確定した成績に基づいて行う。

2 GPA 計算期日までに成績が確定していない科目については、計算上は履修していないものとして扱う。

3 GPA 計算期日は、教務学生委員会において定める。

(履修の取り消し)

第8条 一度履修登録した科目であっても、履修を取り消すことができる。

2 履修の取り消しは、学部等が別に定めるところの履修取り消し期間（以下「履修取り消し期間」という。）により取り扱う。ただし、履修取り消し期間内に手続きを行わない場合は、当初申請した履修科目が GPA 算出の対象となる。

(不正行為により無効とされた成績の取扱い等)

第9条 不正行為により無効とされた成績は、不合格として扱う。

2 当該学期の GPA 計算期日以降に当該学期の成績

が不正行為により無効とされた場合は、当該学期の GPA 計算期日までに当該成績が無効となったものとみなし、GPA を再計算するものとする。

(再履修等における GPA の取扱い)

第10条 一度不合格と評価された授業科目について、後に再履修等によって合格となった場合にあっては、GPA 算出の対象から一切除外しない。

(GPA の通知及び記載)

第11条 学期 GPA 及び累積 GPA は、学期毎に学生へ通知し、成績原簿には記載しない。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、成績評価基準に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成28年7月20日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

2 平成28年3月31日以前に入学した者及び当該者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者は、この規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 福井大学における成績評価基準等に関する要項（平成28年2月23日学長裁定）は、廃止する。